

5/17 朝日

# 恣意的運用は日常茶飯事

## 「共謀罪」

捜査の現場から



かめいし・みちこ 1974年生まれ。通じ会社勤務を経て2009年に弁護士登録。刑事事件を専門に扱う「大阪パブリック法律事務所」で約200件の事件を弁護し、16年に独立して「法律事務所エクラウム」を開業した。エクラはフランス語で「輝き」。

## 自由な議論の社会妨げる

警察庁が各警察本部にG P Sの運用マニュアルを出したのは11年前。これまで多くの弁護人が見過ごしてきたであろう捜査手法に正面から異議を唱えたのが亀石さんだった。

「共謀罪」が萎縮を生み、こうした「異論」がなくなれば、時の権力は思い通りにできる。人びとが自由に議論を交わし、成熟した社会を形作ることの妨げにもなるだろう。「普通の人でもふとしたきっかけで犯罪に関わるのが現実。無関心ではいられない」と亀石さんは言った。この言葉をかみしめ、自分の身に引きつけて是非を考えたい。

(阿部峻介)

弁護士 亀石倫子さん (42)

犯罪が行われる前の段階を処罰する法案だから、その動きを証拠化するには当然に監視が必要になります。警察は集金にスパイを潜入させて録音させるかもしないし、密室での会話を盗聴するかもしない。行動を把握するためにGPS (全地球測位システム) を使うかもしれません。

そんな監視社会に突き進んでいいないと想い、G P S裁判の最高裁では「子

孫が振り返ったときに感謝してくれるような判断を」と訴えた。判決は「住居に準ずる私的領域」への侵入もプライバシーの侵害で、令状が必要だと、一定の歯止めをかけてくれました。

国会答弁を見ると、政府はこの判決などなかったかのように、「準備行為」の前でも犯罪の嫌疑があれば令状のいらない一定の任意検査ができると言っています。P.S. 裁判の最高裁では「子

孫は、変わっていないよ

うです。

政府は「恣意的な運用はない」とも説明していますが、恣意的な検査なんて絶対にないからです。自分は犯罪とは関係ない」と思い込み、検査機関に賛成する人が多いのは、業の許可がない」といつて逮捕された事件がありました（無罪確定）。タトゥーの影り師が「医師免許がないから医師法違反だ」として、いきなり摘発された事件もあります（公判中）。

共謀罪の検査が浸透すれば、権力に異議を唱える声は少なくなるでしょう。目立つたことをすれば監視されることは、普通の市民が容疑者にされる。そんなことは刑事弁護の現場に慣れています。それでも世論調査で法案は賛成する人が多いのは、「自分は犯罪とは関係ない」と信じている人が多いのです。検査の暴走を知っている身としては、世の中の反応にものすごいギャップを感じます。

刑事司法の現場を知る人たちに聞くシリーズはこれで終わります。次は、ジャーナリズムに携わる人たちにインタビューするシリーズを始めます。